

6月30日第1回障害者政策委員会資料

ノーマライゼーション条例の施行状況について

平成27年6月

保健福祉局福祉部障害福祉課

1. ノーマライゼーション条例の検討規定

(検討) 条例附則第3項

市長は、この条例の施行後5年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする

2. 条例の制定過程

平成 21 年 5 月	清水市長初当選
平成 21 年 11 月	しあわせ倍増プラン 2009 策定 → 平成 22 年中に条例を制定
平成 21 年 11 月	障害者施策推進協議会に条例について諮問
平成 22 年 1 月	障害者施策推進協議会に条例検討専門委員会を設置 → 平成 22 年 11 月まで 10 回開催
平成 22 年 3 月	条例について話し合う 100 人委員会を設置 → 平成 22 年 12 月まで 11 回開催
平成 22 年 4 月	関係団体へのヒアリング実施 → 交通関係、雇用・生活、福祉サービス、教育関係
平成 22 年 9 月	条例案の中間報告を市長に提出
平成 22 年 10 月	市長によるタウンミーティングを開催（全区で 11 月まで）
平成 22 年 11 月	パブリックコメントの実施
平成 22 年 12 月	条例案についての答申を市長に提出
平成 23 年 2 月	市議会にて審議、条例可決（3 月）
平成 23 年 4 月	条例施行 ※一部規定は平成 24 年 4 月施行

3. 条例の概要

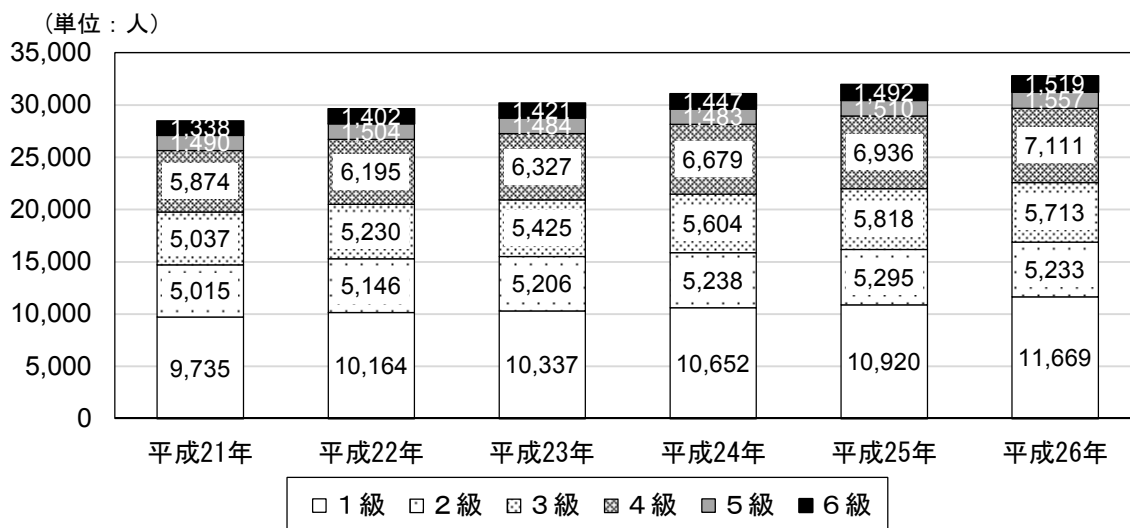
- 全国の指定都市で初めてとなる障害者差別解消条例
- 検討過程では市民が主体となり議論を重ねていく「100人委員会」を設置
- 障害者権利条約の考え方に即して策定（社会モデルの取り入れなど）
- 「合理的配慮に基づく措置」について包括的に規定
- 障害者虐待や差別など障害者の権利擁護のための仕組みを整備

4. 近年の国の制度の動向

平成 17 年 4 月	発達障害者支援法施行	発達障害の定義、発達障害への理解の促進、発達障害者支援センターの設置など
平成 18 年 4 月	障害者自立支援法施行	就労支援の強化、障害者程度区分によるサービス基準の明確化、サービス提供主体の市町村への一元化 など
平成 18 年 6 月	バリアフリー新法	高齢者や身体障害者等の移動の円滑化 など
平成 18 年 12 月	障害者権利条約採択	
平成 23 年 8 月	改正障害者基本法施行	障害者の定義の見直し、難病に起因する障害の整理、障害者に対する差別の禁止、雇用の促進 など
平成 24 年 10 月	障害者虐待防止法施行	虐待の分類、虐待を発見した国民の通報義務、市町村虐待防止センター・都道府県権利擁護センターの設置 など
平成 25 年 4 月	障害者総合支援法施行	難病患者を対象として追加、障害者サービスの一元化、公平なサービス利用、国の財政責任の明確化 など
平成 25 年 4 月	障害者優先調達推進法施行	国や地方公共団体による障害者就労施設等からの物品の調達の推進 など
平成 26 年 1 月	障害者権利条約批准	
平成 26 年 4 月	改正精神保健福祉法施行	保護者制度の廃止、医療保護入院の手続き見直し など
平成 27 年 1 月	難病法施行	医療費助成の対象疾病の拡大 など
平成 28 年 4 月	障害者差別解消法施行	障害者に対する差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供 など
平成 28 年 4 月	改正障害者雇用促進法施行	雇用分野での障害者差別禁止、合理的配慮の提供義務 など

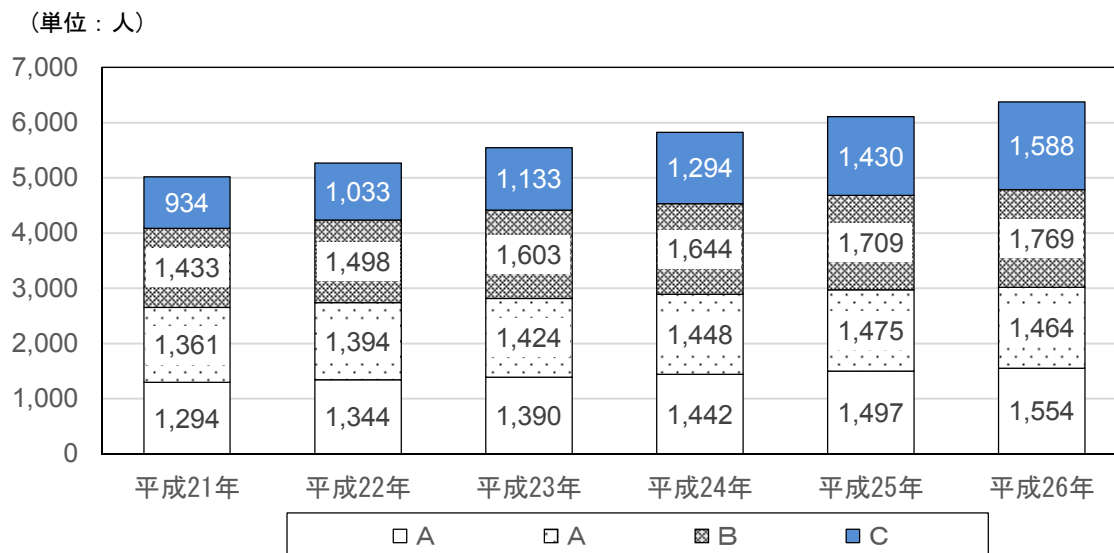
5. 障害者数の推移

(1) 身体障害者手帳所持者数



平成 23 年度 平成 26 年度
30,200 人 → 32,832 人 (2,632 人増加)

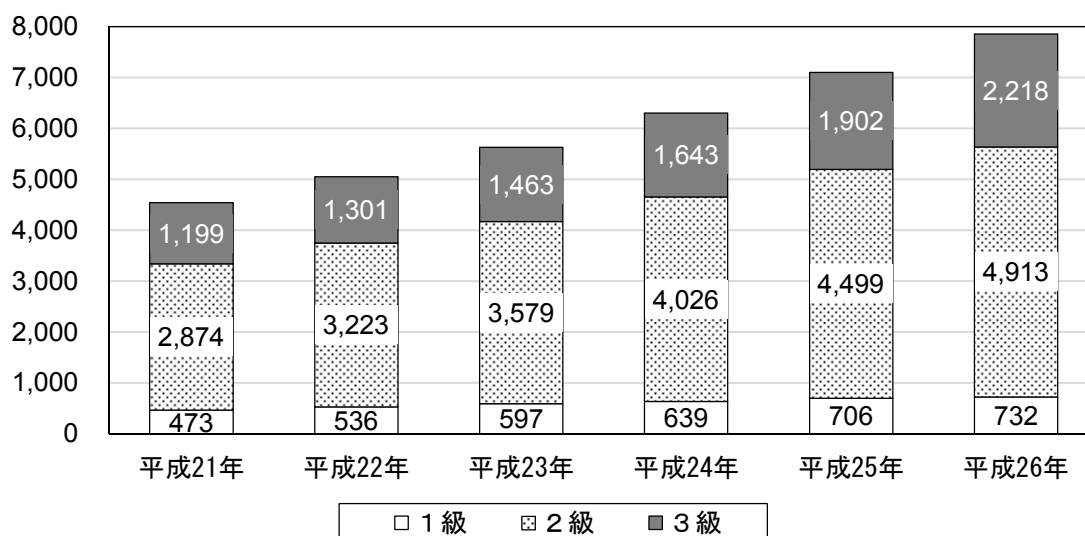
(2) 療育手帳所持者数



平成 23 年度 平成 26 年度
5,550 人 → 6,375 人 (825 人増加)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)



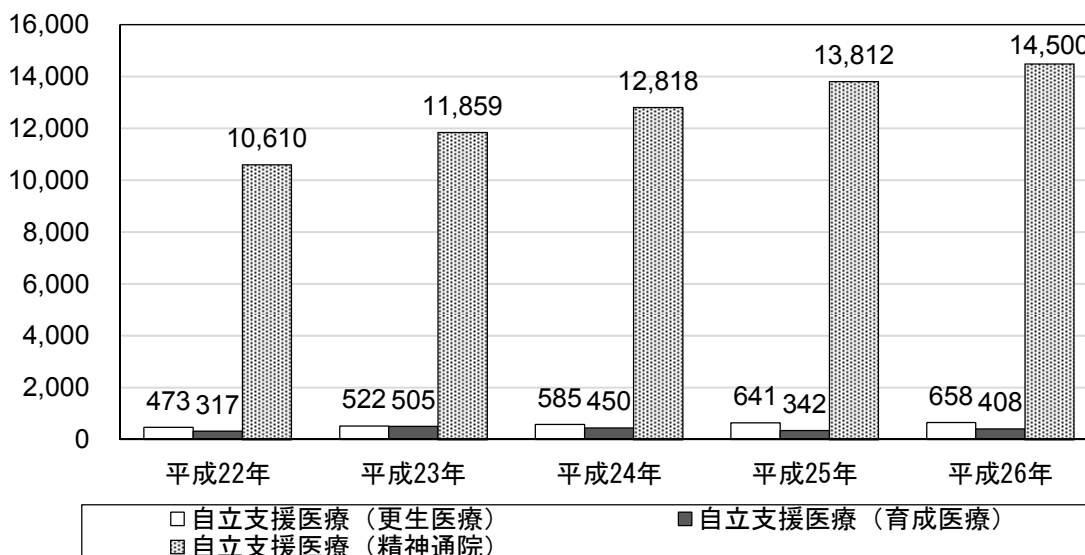
平成23年度

平成26年度

5,639人 → 7,863人 (2,224人増加)

(4) 自立支援医療利用者の推移

(単位：人)



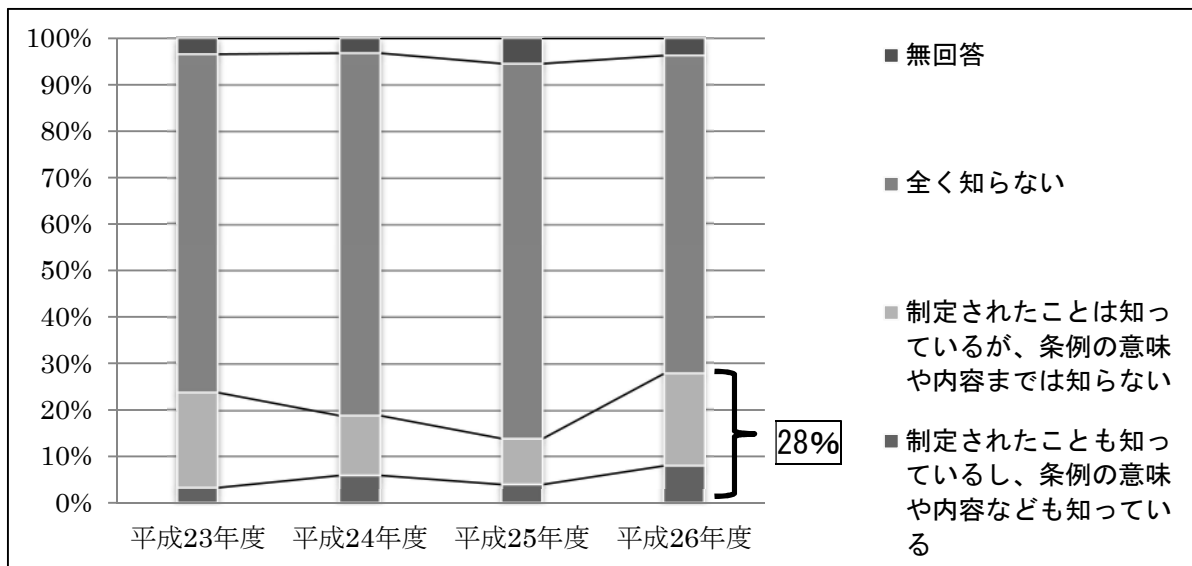
平成23年度

平成26年度

12,886人 → 15,566人 (2,680人増加)

6. 条例の認知率

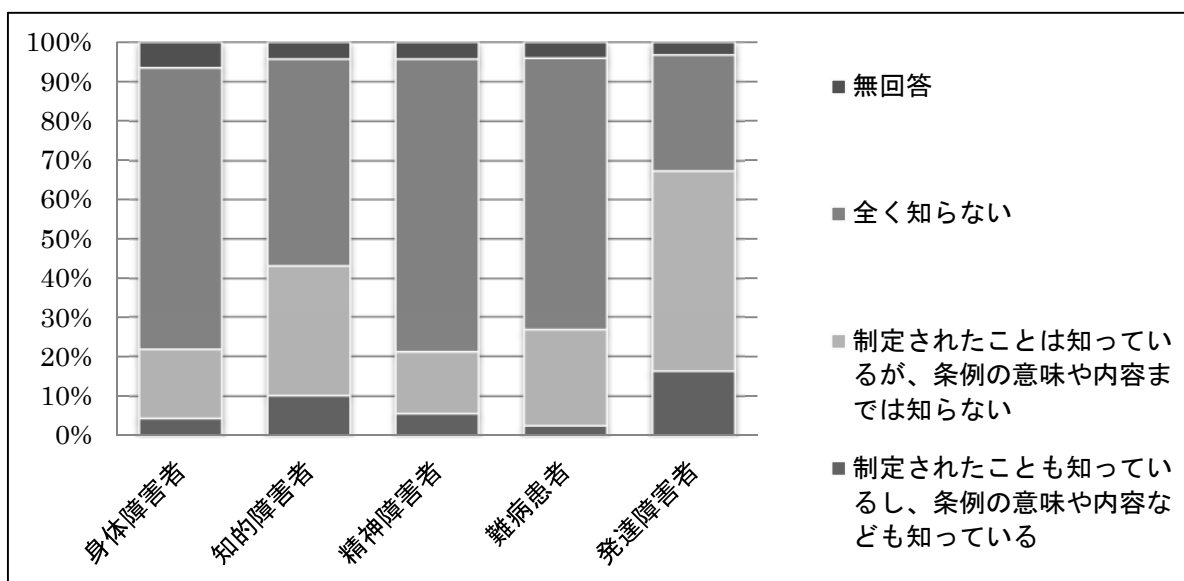
(1) 市民意識調査における認知率の推移



	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
条例の意味や内容なども知っている	3.3%	5.9%	4.0%	8.0%
制定されたことは知っている	20.6%	13.0%	10.0%	20.0%
全く知らない	72.8%	78.0%	80.7%	68.3%
無回答	3.3%	3.1%	5.3%	3.6%

※5,000人を対象に調査を実施。平成26年度の回収率は50.5%

(2) 障害者総合支援計画等策定のためのアンケート調査結果



	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	発達障害者
条例の意味や内容なども知っている	4.4%	10.2%	5.6%	2.5%	16.3%
制定されたことは知っている	17.4%	33.0%	15.5%	24.3%	51.1%
全く知らない	71.6%	52.6%	74.5%	69.1%	29.3%
無回答	6.5%	4.3%	4.3%	4.1%	3.3%

※平成 25 年 11 月実施。調査票配布数は 7,500、回収率は 50.8%

7. 条例の周知・理解促進に係る取組

- 条例の制定にあたって、シンポジウムや条例についての学習会を開催したほか、ノーマライゼーション条例制定WEBを市ホームページに特設するなどの周知活動を実施
- 制定後は、各区の区民まつりにおける啓発グッズの配布、Jリーグチームとのタイアップによる周知活動や手話応援の実施、ブラインドサッカーの国際親善試合であるノーマライゼーションカップの開催、障害者と健常者がスポーツを通じて交流を深めるユニバーサルスポーツフェスティバルの開催などに取り組んできたところ
- 条例を小学生にもわかりやすく説明した簡明版冊子を作成し、毎年市立小学校の6年生全員に配布し、授業等での活用等について配慮を依頼。



手話応援における市長挨拶



アルディージャファン感謝デー
における条例の周知啓発活動



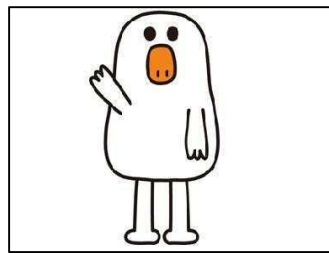
ノーマライゼーションカップ
(対コロンビア代表)



ユニバーサルフェスティバル

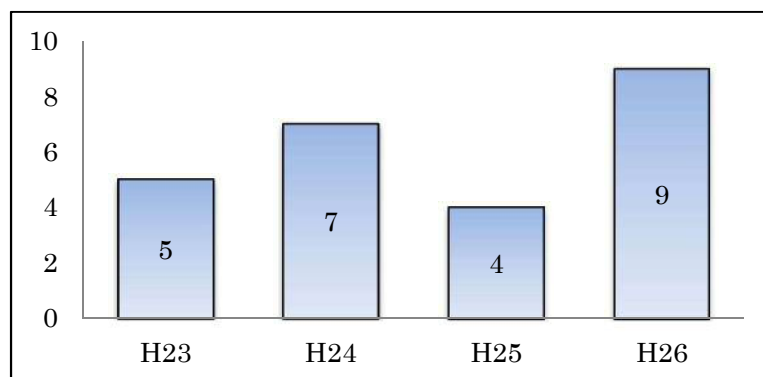


条例の簡明版冊子



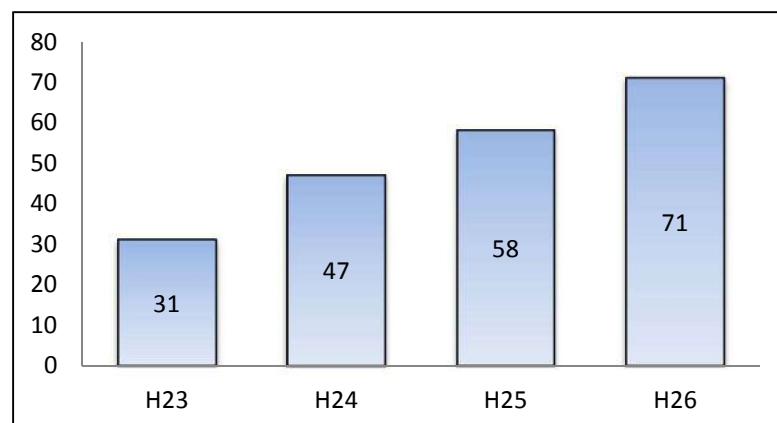
条例PRキャラクター
「ノーマくん」

8. 障害者差別に関する相談件数の推移



	H23	H24	H25	H26
合計	5件	7件	4件	9件
養護者による差別	0件	0件	0件	1件
施設従事者による差別	1件	1件	1件	0件
使用者による差別	0件	2件	1件	0件
その他	4件	4件	2件	8件

9. 障害者虐待に関する相談・通報件数の推移



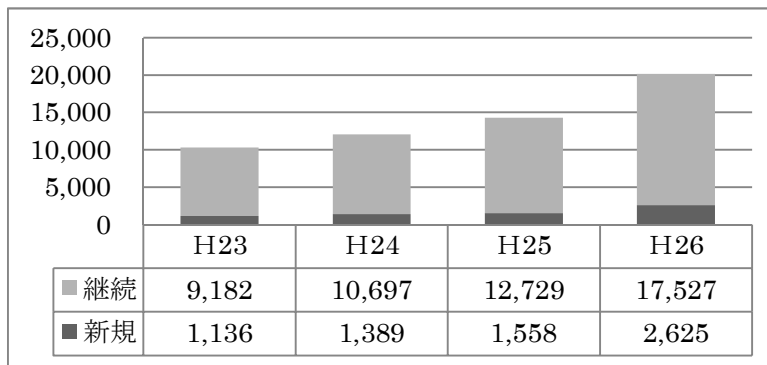
	H23	H24	H25	H26
合計	31件	47件	58件	71件
養護者による虐待	26件	33件	43件	53件
施設従事者による虐待	0件	7件	7件	11件
使用者による虐待	1件	0件	2件	4件
その他	4件	7件	6件	3件

10. 高齢・障害者権利擁護センターの相談実績（平成 24 年 10 月～）

	H24	H25	H26
権利擁護スーパーバイズ事業※ (うち障害関係相談件数)	12 件 (4 件)	65 件 (17 件)	179 件 (60 件)
嘱託専門職相談件数 (うち障害関係相談件数)	-	64 件 (25 件)	82 件 (40 件)

※虐待対応や後見的支援の必要性のある事案に対応する場合に、問題の整理・援助の方向性等について相談支援機関等に対して助言を行う事業

11. 障害者生活支援センターの相談件数の推移



12. 市民会議の開催状況

- 条例制定に大きな役割を果たした「条例について話し合う 100 人委員会」の取組を踏まえて条例施行後に「誰もが共に暮らすための市民会議」を設置
- 障害者を取り巻く状況や障害者総合支援計画の策定について意見交換を行い、これまで延べ 747 人が参加



市民会議の様子

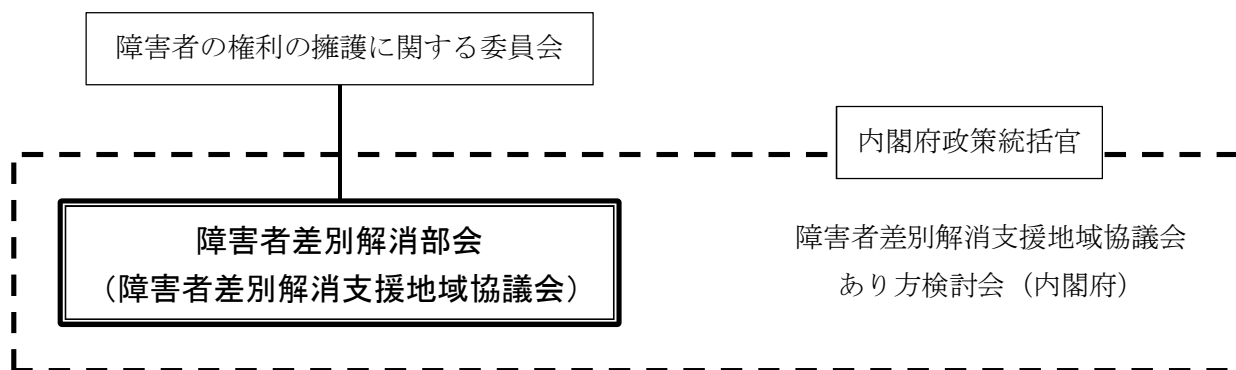
	H23	H24	H25	H26
参加者数 (延べ人数)	186 人	218 人	156 人	187 人

※25 年度は荒天のため、開催回数は 2 回

13. 障害者の権利の擁護に関する委員会

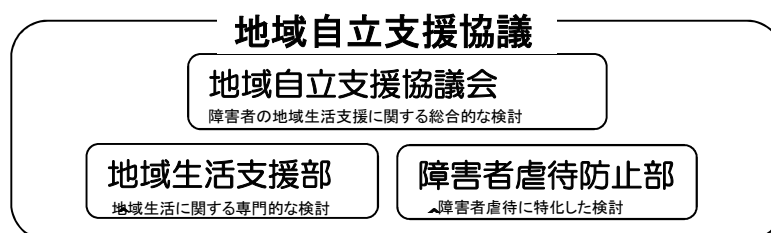
- 障害者に対する差別に関する申し立てがあった場合に、助言やあつせん、勧告を求めることができる障害者の権利の擁護等に関する委員会を条例に規定。
- これまで申し立てはないものの、委員会では国の制度改正や市における相談の実態等についての報告を踏まえた検討などを実施。
- 平成26年度は障害者差別解消法に定められた「障害者差別解消支援地域協議会」を法施行前に試行的に設置運営する内閣府のモデル事業に手を挙げ、障害者差別の実態や相談体制の課題、今後の取組等について検討を行い、報告書を取りまとめ。

【モデル事業のイメージ】



14. 地域自立支援協議会について

- 要綱に基づき設置されていた地域自立支援協議会を条例に位置付け、役割を明確化。
- 本協議会では相談支援事業者の質の向上を図るための体制づくりや、地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議、計画相談支援を推進。
- 本協議会のもとに地域生活支援部会と障害者虐待防止部会を設置し、それぞれ障害者の地域生活を支援する取組や虐待防止等のためのネットワークの強化について検討するとともに、効果的な研修のあり方や虐待事例集の作成に取り組んできた。



15. 障害者施策推進本部

- 条例の施行を踏まえ、市の全庁横断的な推進体制を構築すべく、市長を本部長として幹部職員で構成される障害者施策推進本部を設置。
- 公募の市民により構成された誰もが共に暮らすための市民会議や障害者政策委員会からの意見等を踏まえて、障害者総合支援計画に基づいた各施策を実施。
- また、市の幹部職員が率先してノーマライゼーション社会の実現に向けて取り組む姿勢を市民に示すことなどを目的とした研修を実施。

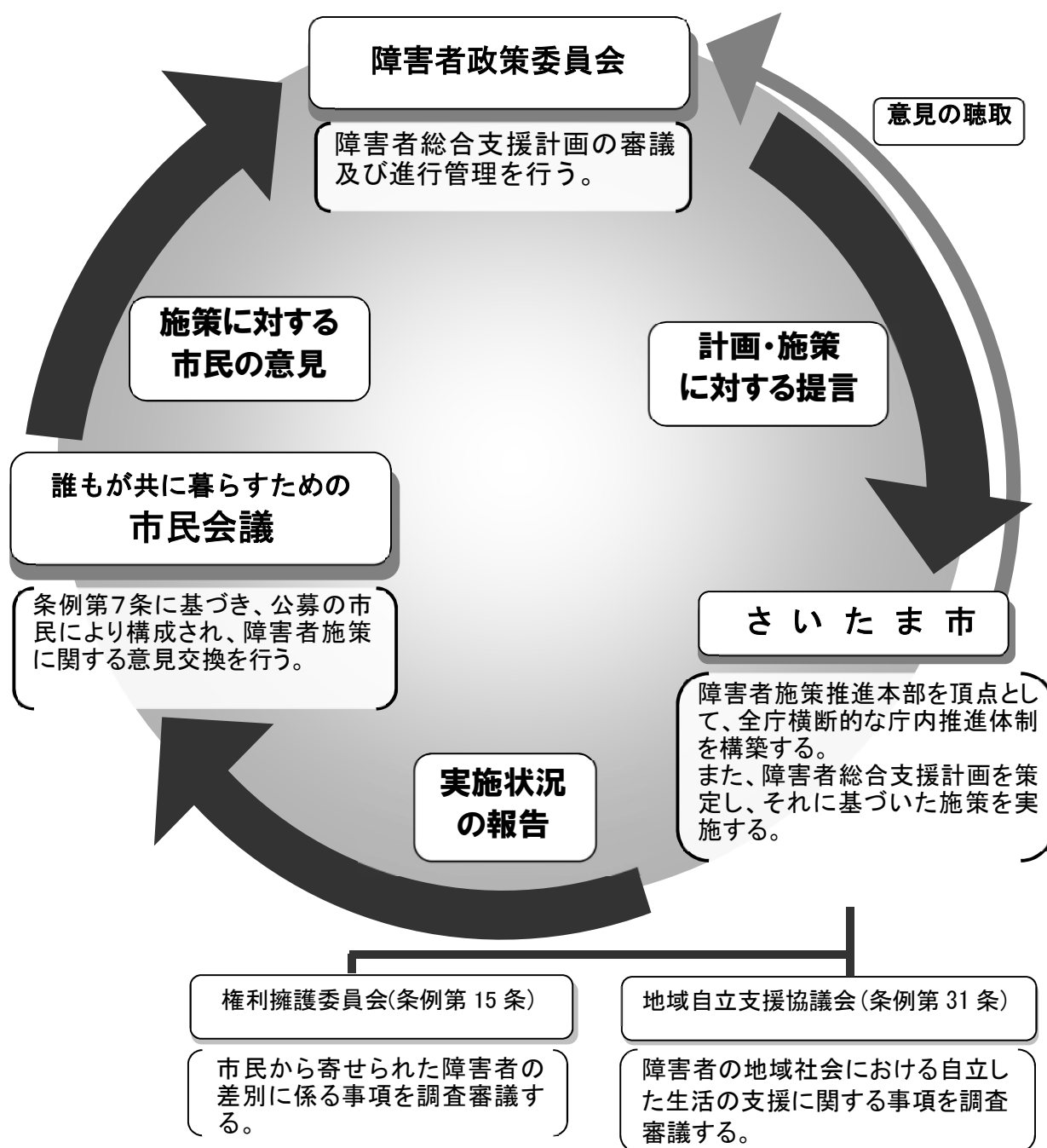


障害者施策推進本部会議の様子



市長をはじめとする幹部職員研修の様子
(アイマスクを着用したブラインドサッカー体験)

【参考】さいたま市の障害者施策の推進体制



- ・「障害者政策委員会」で、市全体の障害者施策のあり方や条例の推進状況のチェックを行います。
- ・「誰かが共に暮らすための市民会議」は、障害者施策の実施状況や課題について意見交換を行う場として設置します。
- ・障害のある人だけでなく幅広い市民の参画の下、様々な立場で意見を交換し、誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現をめざして、障害者施策を推進していきます。

16. 他団体における障害者差別解消条例制定状況等(平成27年6月)

北海道	平成21年3月31日	北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例
岩手県	平成23年7月1日	障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例
茨城県	平成27年4月1日	障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例
千葉県	平成19年7月1日	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例
富山県	平成28年4月 施行予定	障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例
京都府	平成26年4月1日	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例
奈良県	平成27年10月 施行予定	奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例
長崎県	平成26年4月1日	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例
熊本県	平成24年4月1日	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例
鹿児島県	平成26年10月1日	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例
沖縄県	平成26年4月1日	沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例
仙台市	平成28年4月 施行予定	障害を理由とする差別の解消を推進するための条例を制定(検討)
さいたま市	平成23年4月1日	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例
新潟市	—	(仮称)障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例
八王子市	平成24年4月1日	障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例
別府市	平成26年4月1日	別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例

制定済み(道府県9、指定都市1、指定都市を除く市2)

17. 今後のスケジュール（案）

	委員会等の開催予定	主な取組内容
6月	障害者政策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の施行状況等の現状把握 ・ 今後のスケジュールの確認
7月	市民会議	
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者政策委員会、市民会議の開催後、条例の施行状況等について意見募集、とりまとめ
9月		
10月	障害者政策委員会 市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ とりまとめた意見について説明 ・ 委員や参加者による意見交換
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者政策委員会や市民会議の意見などを踏まえて、条例の施行状況に関する論点整理
12月		
1月		<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの意見等に基づいて、条例の施行状況に関する市の考え方を説明 ・ 委員や参加者による意見交換
2月	市民会議	
3月	障害者政策委員会	